

仲村一議員に対する議員辞職勧告決議

令和元年12月8日に仲村一議員が、酒気帯び運転の道路交通法違反により現行犯逮捕された。このことに対する嘉手納町議会としての姿勢を示すべく、令和元年12月27日及び令和2年2月19日の本会議において、仲村一議員に対する辞職勧告決議を全会一致で可決した。

議員辞職勧告決議の報道を受け、町民からは「今回の仲村一議員の飲酒運転は言語道断、議員としてあるまじき行為である。血税で生かされている議員、本来なら町民への奉仕者としてその最前線に立つものが法令遵守違反、言語道断である。飲酒運転はテロ行為に近いことだ、認識していない。これでは町の議会の運営はできない。」と、大変厳しい声が寄せられている。

我々嘉手納町議会議員は、「主権者である町民からその職を負託された者であることを自覚し、その負託に応えるとともに、法律はもとより嘉手納町議会議員政治倫理条例を遵守し、厳しい倫理意識に徹して、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行う」こと、また、「政治倫理基準に違反する事実が公然と指摘された場合は、自ら誠実な態度をもって当該事実につき釈明し、その責任を明らかにするとともに、議会の措置を受けた場合は、その措置に従う」ことを、全議員が書面にて宣誓しているが、仲村議員においては自らの誓いに背き、辞職勧告決議に従わず、いまだに辞職願を提出していない。

二度にわたる辞職勧告決議を無視し、社会的、道義的責任を取らずに居直り続けることは、議会の品位を傷つけ、町民への信頼をいっそう失墜させるものである。

よって、嘉手納町議会は仲村一議員に対し、速やかに辞職することを強く求める。

以上、決議する。

令和2年3月3日
沖縄県嘉手納町議会